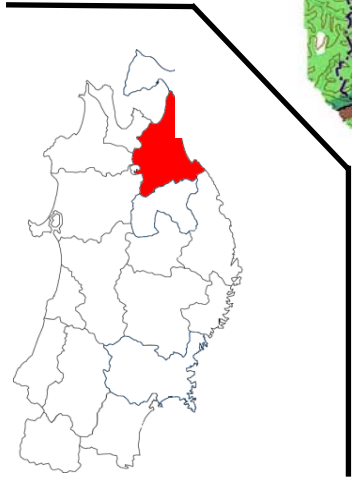
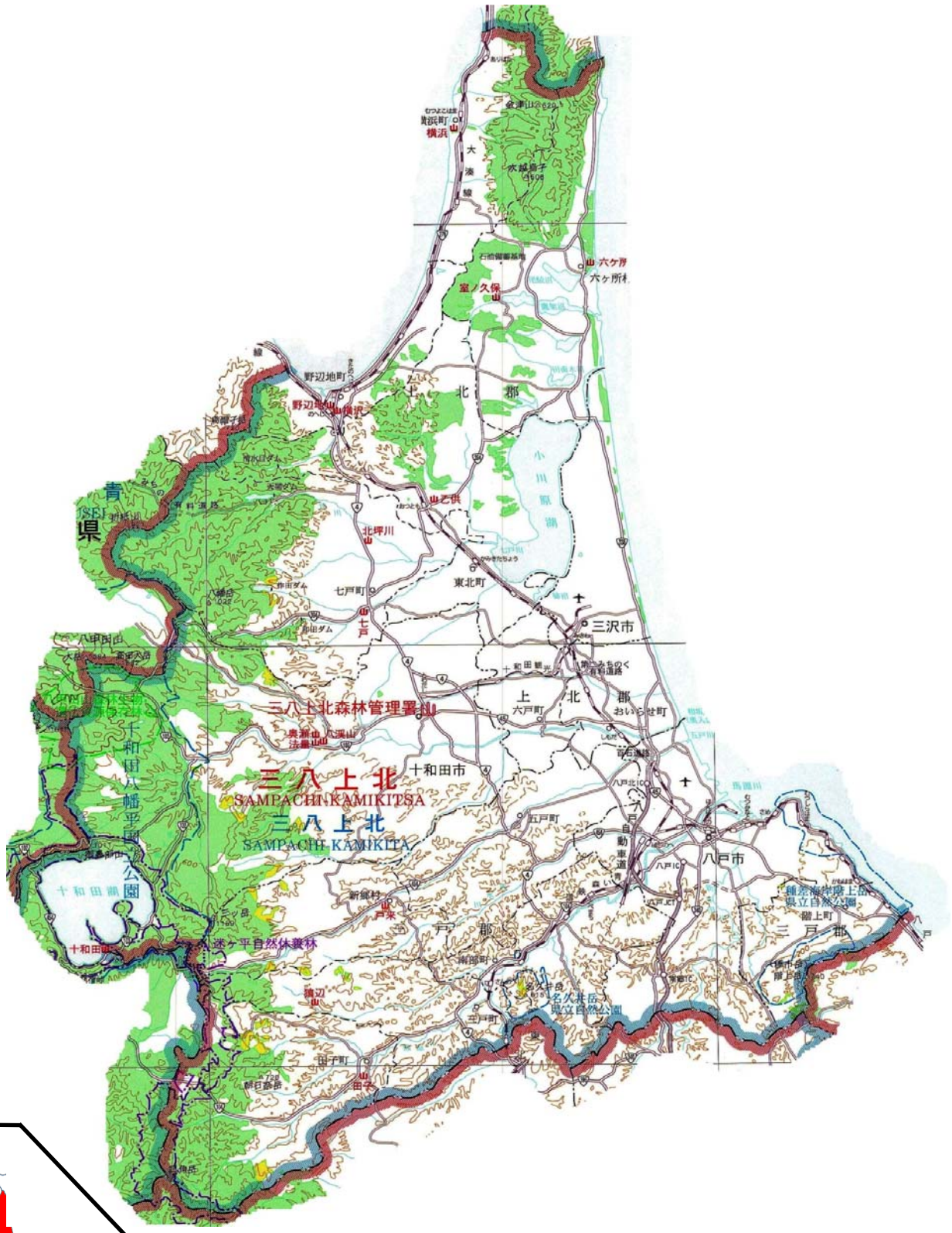




三八上北国有林の地域別の森林計画書
(三八上北森林計画区)

計画期間 自 平成22年4月1日
至 平成32年3月31日

東北森林管理局

三八上北森林計画区の位置図



	国有林野
	官行造林

目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付け -----	1
	(1) 位置	
	(2) 自然的背景	
	(3) 社会経済的背景	
2	計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	3
II	計 画 事 項	
1	計画の対象とする森林の区域 -----	4
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
	(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	
	(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	8
	(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	
	(2) 伐採立木材積	
4	造林面積その他造林に関する事項 -----	10
	(1) 造林に関する基本的事項	
	(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 -----	12
	(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	
	(2) 間伐立木材積	
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項 -----	14
	(1) 公益的機能別施業森林の区域	
	(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	15
	(1) 林道の整備に関する基本的な考え方	
	(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及び搬出方法	

(4) その他必要な事項	
8 森林施業の合理化に関する事項	15
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	
(2) 林業機械の導入の促進	
(3) 作業路等の整備	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	
9 森林の土地の保全に関する事項	17
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
10 保安施設に関する事項	17
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
11 その他必要な事項	17
(1) 法令により施業の制限を受けている森林の施業方法	
(2) 森林の保護及び管理	
別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	19
別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	25
別表3 伐採立木材積	26
別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積	26
別表5 公益的機能別施業森林の区域	27
別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	29
別表7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	30
別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	32
別表9 治山事業の数量	33
別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	34

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付け

(1) 位置

本森林計画区は、青森県の南東部に位置し、北部は下北計画区、西部は東青及び津軽計画区、南部は岩手県そして太平洋及び陸奥湾に接する3市1町2村を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、奥羽山脈の東側の山岳地帯と、下北半島、十和田、八戸地方に発達している東部丘陵地帯に大別される。

山岳地帯は、北の端の烏帽子岳(720m)から八幡岳(1,020m)、高田大岳(1,552m)、駒ヶ岳(1,416m)、御鼻部山(1,011m)、戸来岳(1,159m)を経て、青森、岩手、秋田三県境の四角岳(1,003m)に至る奥羽脊梁山脈の東斜面にまたがっている。

主な河川は、陸奥湾に注ぐ野辺地川、三角岳、八幡岳から小川原湖に注ぐ坪川、七戸川、十和田湖から三本木平野を経て太平洋に至る奥入瀬川、また、奥羽山脈を源流に太平洋に注ぐ五戸川、熊原川、馬淵川の各河川、さらに、日本海に注ぐ米代川上流の一部も含まれている。

一方、丘陵地帯は下北半島けい部の中央部に一部急峻地を含むが、一般に低地をなし、河川も顕著なものはなく、小川原湖をはじめとする湖沼が点在している。

イ 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、西部の山岳地帯が第3系の変朽安山岩・流紋岩等で覆われ、中央部及び東部は、第4系ローム層火山灰に、下北半島の頸部から岩手県境にかけては第4系の泥岩・砂岩からなっている。

土壌は、褐色森林土が大半で、その他ポドソル土等が見られる。奥羽山脈の高い地帯(おおむね標高700m以上)及び下北半島けい部の山地にはポドソル土が出現し、これらの斜面下方や広い緩斜地には褐色森林土が見られる。また、火山噴出物や黒色土が丘陵地と平野部とに広く出現している。

ウ 気候

本森林計画区の年平均気温は約10℃であり、年降水量は1,000～1,500mmと少ない。積雪量も県内で最も少なく、平野部ではおおむね1m以下、山間部で2～4mとなっている。また、この地域では、春から夏にかけ、冷たく湿気を帯びた偏東風(ヤマセ)が吹き込む天候不順な年には、植物の生育に悪影響を生じている。

エ 林 況

(ア) 人工林

人工林は、31千haであり立木地面積75千haの41%を占めている。

また、人工林蓄積は5,911千m³で、総蓄積13,225千m³の45%を占めており、樹種別では、スギが63%、アカマツが13%、カラマツが9%となっている。

齢級配置は、7 齢級～10 齢級が人工林全体の57%を占めている。

(イ) 天然林

天然林は、44千haで立木地面積の59%を占め、ヒバを主とする林分とブナを主とする林分が主体をなし、高山地帯にはダケカンバを混交したアオモリトドマツ林が見られる。このうち、ヒバを主とする林分は下北半島けい部の山地一帯及び烏帽子岳周辺に分布しており、ブナを主とする林分は奥羽山脈の山岳地帯に分布している。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は340千haで青森県の総面積の35%を占めている。土地利用状況は、森林が189千 haで本計画区の56%を占め、耕地が20%（水田9%）、その他24%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区の就業者数は261千人となっており、その産業別の割合は第1次産業が12%、第2次産業が25%、第3次産業が63%となっている。また、純生産額は約2兆1千億円で、産業別の割合は第1次産業約5%、第2次産業が36%、第3次産業59%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別人口は2%、純生産額は4%となっている。

ウ 森林計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は79千haで、計画区の土地面積340千haの23%、森林面積189千haの42%を占めている。

青森県内にある4計画区の中でも東青森林計画区に次いで国有林面積の小さい地域であるが、県内でも工業の集積度の高い八戸市周辺地域を包括しており、この工業地帯への水ガメとしての役割、さらに十和田八幡平国立公園としてのレクリエーションの場など森林の持つ公益的機能の多面的発揮が期待されている地域である。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

一方、森林資源の状況を見ると、天然林については、資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。また、人工林については、その多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつある。このように森林資源は量的には充実しつつあり、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えている。

このような状況の下で、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた間伐を適切に行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図る必要がある。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要である。なお、このとき、すべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育していることから、それらを含む生態系の保全に配慮した施業を行うことが重要であり、そのような施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分留意する必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、間伐等の森林整備の着実な実施や、保安林等の適切な管理・保全等について、関係機関等の連携のもと、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じて、一層の推進を図る必要がある。

さらに、森林浴の場、森林の癒しの効果を活用した健康づくりの場、森林環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

こうした森林整備の展開に当たっては、路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及及び定着等に取り組む必要がある。

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

なお、計画策定等に当たっては、当流域における多様な森林資源の整備及び保全に資するため、民有林・国有林間での緊密な連携調整を図りつつ策定するものである。

Ⅱ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

次に掲げる市町村に所在する国有林野及び官行造林地の区域である。

市町村別面積

単位 面積：ha

市町村	面積	備考
総数	78,641.58	
十和田市	28,043.38	三八上北森林管理署
三沢市	118.87	〃
野辺地町	1,938.96	〃
七戸町	14,624.94	〃
横浜町	5,053.79	〃
東北町	5,790.05	〃
六ヶ所村	8,211.35	〃
三戸町	1,587.44	〃
田子町	9,790.61	〃
南部町	72.80	〃
階上町	104.77	〃
新郷村	3,304.62	〃

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、青森事務所及び三八上北森林管理署とする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

下記5機能の高度発揮が期待される森林は、別表1のとおり定める。

なお、各機能の定義は次のとおり。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能

エ 保健文化機能

保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。その上で、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設である林道や作業道の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとする。

ア 森林の整備及び保全の目標

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林の整備及び保全の基本方針

(ア) 水土保持林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存在する森林で、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域

等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組合せに留意して、適切な保育・間伐等や、立地条件や国民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林として、上記２つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分する。

本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(エ) 対象面積

単位 面積：ha 構成比：%

区 分	面 積	構 成 比
総 数	78,641.58	100
水 土 保 全 林	52,282.21	66
森林と人との共生林	15,569.95	20
資源の循環利用林	10,789.42	14

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等別表２のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ、クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	45	40	40	55	30

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業を行う森林

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新等により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとする。

本森林計画区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は、次のとおりとする。

地 区	樹 種	標準的な施業体系			主伐の時期
		生産目標	仕立方法	期待径級	
全 域	ス ギ	中 径 材	中 仕 立	24cm	60年
		中径無節材	中 仕 立	24cm	50年
		大 径 材	中 仕 立	34cm	100年
	カラマツ	中 径 材	中 仕 立	24cm	60年
		大 径 材	中 仕 立	30cm	80年
	アカマツ	中 径 材	中 仕 立	24cm	50年
大 径 材		中 仕 立	34cm	100年	

(イ) 育成複層林施業を行う森林

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
- b 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業を行う森林

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐については、(イ)の主伐についての留意事項によること。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。

(エ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

別表3のとおり計画する。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、土壌、地形等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び、林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

(イ) 天然更新補助作業

天然更新補助作業の対象樹種は、ヒバ、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。
なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500
ヒノキ	3,000～3,500

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

ヒバ、アカマツ等の有用天然稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待する。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法に

より、施業を行うこととする。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により更新を図ることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

別表4のとおり計画する。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

(イ) 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定するが、おおむね10年（ただし、カラマツにあつては8年）を目安とする。

(ウ) 最終間伐の時期

主伐時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあつては8年）を目安とする。

(エ) 間伐率

目標材積間伐率は、35%を超えないものとする。ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その範囲内とする。

イ 保育の標準的な方法

林木の保育は、樹種の特長、林分の状況、実行時期等を十分考慮し、常に実態を把握し、健全な林分の育成を図ることを目的に以下のとおりとする。

(ア) 作業時期、回数

樹種	作業種	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切、除伐							←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下刈 人工林	○	○	○	○	△										
	下刈 天然林	◎	◎	○	○	○										
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切、除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈、△は必要に応じて実施する。その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じて行う。

(イ) 施業方法の基準

a 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法

を採用し、効率的な作業を行うこと。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとし、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に実施すること。

c 除 伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施する。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行う。

(2) 間伐立木材積

別表3のとおり計画する。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小・分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

特に、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に森林状態が維持される育成複層林施業の推進を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林

施業の推進等に努めるとともに、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林については、立地条件や国民のニーズ等に応じ、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

該当なし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の整備に関する基本的な考え方

林道の開設については、Ⅱの2の(2)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

別表6のとおり計画する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

林道の開設等に当たっては、林地の保全に留意するとともに、県等と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

8 森林施業の合理化に関する事項

流域内の県、市町村、木材産業関係者等を構成員とする流域森林・林業活性化協議会等を通じて、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林との緊密な連携を図りつつ、林業の担い手養成、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの推進、木材の流通、加工体制の整備等生産及び加工における条件整備に貢献するものとする。また、地方公共団体等との間での森林の整備等に関する協定の締結を行うなど、民有林と協調した森林整備に努めることとする。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じ優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 林業機械化の促進

林業機械化の促進については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、トラクター等従来の林業機械に、一部高性能林業機械を組み合わせた作業システムが多数を占めている現状である。

このため、民有林関係者と連携し、国有林をフィールドとした高性能林業機械の実演、労働生産性等のデータの提供を行うとともに、高性能林業機械技術者等の養成を行うなど、高性能林業機械の導入・促進を図るものとする。

(3) 作業路等の整備

林道と施業対象地を有機的に連結し、高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、保育、間伐等適切な森林施業の推進に資するため、作業路網の計画的整備に努めるものとする。また、トラック等の走行に用いる一時的な施設である作業道については、計画的な森林施業の実施に合わせて整備することとし、高性能林業機械等の走行に用いる作業路については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえ、できる限り簡易で耐久性のある構造での整備を推進する。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

木材の計画的、安定的な販売に努めるとともに、今後間伐が増えることから、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制に民有林と連携しながら取り組むものとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区
別表7のとおり定める。
- (2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法
該当なし
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
土地の形質変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

10 保安施設に関する事項

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
別表8のとおり計画する。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし
- (3) 実施すべき治山事業の数量
別表9のとおり計画する。

11 その他必要な事項

- (1) 法令により施業の制限を受けている森林の施業方法
別表10のとおり定める。
- (2) 森林の保護及び管理
 - ア 森林の保護及び管理の方針
森林の保護及び管理については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。
 - イ 森林の巡視に関する事項
山火事等の森林被害を未然に防止し、また、病虫害等による被害の早期発見及び早期駆

除に資するため、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

計 画 事 項 の 別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分	機 能 別 面 積				
	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保 健 文 化	木材等生産
総 数	64,427.64	5,593.94	673.04	25,912.94	25,538.62
十和田市	27,727.71	884.73	-	19,151.13	5,405.36
三沢市	118.87	-	118.87	-	5.6
野辺地町	1,207.66	14.33	-	337.23	926.68
七戸町	14,473.81	343.69	-	1,847.86	3,776.48
横浜町	2.05	125.83	-	87.11	2,084.53
東北町	3,863.19	532.31	-	443.82	3,880.41
六ヶ所村	2,389.27	629.71	545.31	1,043.19	3,939.51
三戸町	1,543.02	198.01	-	190.85	720.38
田子町	9,725.27	1,833.19	-	1,195.08	3,576.28
南部町	72.80	-	-	72.80	70.23
階上町	-	-	-	-	104.77
新郷村	3,303.99	1,032.14	8.86	1,543.87	1,048.39

注 森林の有する機能別の森林の所在は、別紙森林の有する機能別の森林の所在のとおり。

別紙

水源かん養機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		64,427.64
十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156 (深)1	27,727.71
三 沢 市	155	118.87
野辺地町	1072～1073, 1075～1079, 1103, 1322～1323, 1326～1330, 1343	1,207.66
七 戸 町	1401～1454, 1506～1527	14,473.81
横 浜 町	2099, 2103	2.05
東 北 町	1056～1071, 1281～1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351, 1480, 1482, 1484, 1488～1491, 1495～1500, 1527, 1569, 1583～1584	3,863.19
六ヶ所村	1144～1146, 1149, 1153, 1155, 1217, 2001～2011, 2024～2037, 2045, 2203～2204	2,389.27
三 戸 町	583～591, 594～598, (貝)1, (湯)1～2	1,543.02
田 子 町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582, (田)11～12, 16～19, (遠)1～3	9,725.27
南 部 町	(大)1	72.80
新 郷 村	592～593, 599, 601, 603～605, 607～621, (新)1～4, (西)1, (開)1	3,303.99

山地災害防止機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		5,593.94
十和田市	1～3, 9, 17～19, 31～35, 37～38, 41～42, 44, 46～48, 60, 62, 66, 71～77, 79, 92～93, 96, 98～101, 109, 112～116, 119, 122, 125, 129, 135, 142～143, (蔭)1	884.73
野辺地町	1072～1075	14.33
七戸町	1401, 1404～1417, 1419～1422, 1433, 1435, 1438, 1442, 1445～1447, 1449～1453, 1506～1513, 1515, 1517～1523, 1525～1526	343.69
横浜町	2088～2089	125.83
東北町	1062～1065, 1070～1071, 1482, 1500, 1584	532.31
六ヶ所村	2001～2006, 2012, 2025, 2030～2031, 2039, 2041, 2045～2046, 2202	629.71
三戸町	585～588	198.01
田子町	501, 503～511, 514～521, 525～526, 528～537, 539～543, 546～555, 557, 559～560, 567, 569	1,833.19
新郷村	592～593, 599, 604～605, 607～608, 611～613, 616, 618～621, (新)4	1,032.14

生活環境保全機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		673.04
三 沢 市	155	118.87
六ヶ所村	1134～1135, 2140～2141, 2201	545.31
新 郷 村	607～608	8.86

保健文化機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		25,912.94
十和田市	32～33, 40, 45～102, 105, 108～120, 126～128, 130, 133, 136, 139, 143～144, 156, (奥)2	19,151.13
野辺地町	1072, 1074～1075, 1077～1079	337.23
七戸町	1445～1448, 1453～1454, 1509～1510, 1512～1516, 1518	1,847.86
横 浜 町	2088, 2407	87.11
東 北 町	1068, 1482, 1484, 1489	443.82
六ヶ所村	1134～1135, 2003～2004, 2018, 2025～2029, 2031～2032, 2140～2141, 2201	1,043.19
三戸町	583～584, 597～598	190.85
田子町	511, 520～521, 533, 535～536, 539～543, 555～557	1,195.08
南 部 町	(大)1	72.80
新 郷 村	601, 603～605, 607～608, 611～613, 616, 619～621	1,543.87

木材等生産機能

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		25,538.62
十和田市	1～6, 8～29, 31～32, 34～37, 41～42, 47～48, 53, 65～66, 72～73, 75～84, 93, 96～102, 112～113, 118～119, 121～123, 125～135, 140～143, (深)1, (五)1, (蔭)1, (奥)1～2	5,405.36
三 沢 市	155	5.6
野辺地町	1072～1073, 1075～1079, 1101～1103, 1322～1323, 1326～1330, 1343	926.68
七 戸 町	1401～1408, 1410～1413, 1416, 1425～1433, 1435～1438, 1440～1444, 1449～1454, 1506～1510, 1512～1527, (七)1～2	3,776.48
横 浜 町	2088～2093, 2095～2099, 2101～2108, 2110～2120, 2367, 2369～2371, 2373, 2375～2379, 2382, 2384～2385, 2390～2392, 2395～2402, 2407, 2661～2665, 2667～2668	2,084.53
東 北 町	1055～1062, 1065～1067, 1069～1071, 1092～1093, 1133, 1238～1239, 1241～1247, 1249～1250, 1261～1267, 1273～1278, 1281～1282, 1301, 1303～1325, 1344～1354, 1480, 1482, 1484, 1488～1491, 1495～1500, 1527, 1569, 1583～1584	3,880.41
六ヶ所村	1118, 1121～1125, 1134～1135, 1138～1160, 1163, 1165～1172, 1174, 1176～1180, 1193～1195, 1197～1200, 1208, 1211～1213, 1215～1217, 2001, 2003～2021, 2023～2032, 2036～2037, 2041～2045, 2047, 2140～2141, 2201～2204, 2206, 2208～2217	3,939.51
三 戸 町	584～591, 594～596, 598, (湯)1～2	720.38
田 子 町	501～505, 507, 509～526, 528～531, 534, 537～540, 544～551, 553～554, 559～561, 564～574, 582, (田)12, 16～19, (遠)1～2	3,576.28
南 部 町	(大)1	70.23
階 上 町	(階)1, (南)2, (正)1	104.77
新 郷 村	592～593, 599, 601, 609～611, 614～621, (新)1～4, (西)1, (開)1	1,048.39

注 1 森林の区域(林小班)は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(深) 十和田市深持財産区

(湯) 三戸町湯ノ沢・千俵山

(五) 十和田市五ノ沢官行造林組合

(遠) 遠瀬・滝沢出口(本宮宏)

(蔭) 十和田市蔭沢

(階) 階上町

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (奥) 十和田湖町奥瀬財産区 [現：十和田市] | (正) 階上町正部家 (正部家正) |
| (七) 七戸町 | (新) 新郷村 |
| (大) 南部町大向生産森林組合 | (西) 新郷村西越財産区 |
| (開) 新郷開拓農業協同組合 | (南) 階上町・南郷村島守財産区 |
| (田) 田子町 | (貝) 三戸町貝守財産区 |

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考 (現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面	育成単層林	30,006	28,702	21,604	576	7,825
	育成複層林	3,794	3,887	3,042	132	620
積	天然生林	41,118	41,021	25,433	13,828	1,856
森林蓄積 m ³ /ha		177	199			
林道整備率 %		55	59			

注1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{※2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{※3}を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、平成21年3月31日現在の数値である。また、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

- ※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- ※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。
- ※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,900	1,881	19	569	559	10	1,331	1,322	9

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,227	376

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		52,282.21
十和田市	1～6, 8～29, 31～50, 53, 55～56, 60, 62, 65～66, 70, 72～89, 92～94, 96～102, 105, 109, 112～116, 118～119, 121～123, 125, 127～136, 139～144, (深)1	15,442.87
三 沢 市	155	118.87
野辺地町	1072～1073, 1075～1077, 1079, 1103, 1322～1323, 1326～1330, 1343	1,215.10
七 戸 町	1401～1454, 1506～1516, 1518～1527	13,734.35
横 浜 町	2088～2092, 2094～2095, 2100, 2103～2108, 2110～2117, 2119～2120, 2373, 2399, 2407	1,730.12
東 北 町	1056～1071, 1281～1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351, 1480, 1482, 1484, 1488～1491, 1495～1500, 1527, 1569, 1583～1584	3,162.71
六ヶ所村	1134～1135, 2001～2012, 2014, 2016～2022, 2024～2037, 2039～2042, 2044～2047, 2140～2141, 2201～2204	4,088.50
三 戸 町	584～591, 594～596, 598, (貝)1, (蛇)1, (湯)1～2	958.13
田 子 町	501～542, 544～557, 559～561, 564～574, 576～579, 582, (田)11～12, 16～20, (遠)1～3	9,497.84
南 部 町	(大)1	72.8
新 郷 村	592～593, 599, 601, 603, 607～621, (新)1～4, (西)1, (開)1	2,260.92

注 1 森林の区域(林小班)は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (深) 十和田市深持財産区 | (貝) 三戸町貝守財産区 |
| (蛇) 三戸町蛇沼財産区 | (湯) 三戸町湯ノ沢・千俵山 |
| (田) 田子町 | (遠) 遠瀬・滝沢出口(本宮宏) |
| (大) 南部町大向生産森林組合 | (新) 新郷村 |
| (西) 新郷村西越財産区 | (開) 新郷開拓農業協同組合 |

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 班)	面 積
総 数		15,569.95
十和田市	32～33, 46, 51～75, 77～79, 81～82, 85～92, 94～96, 102, 105, 108～120, 125～128, 130, 136, 139, 143～144, 156	12,288.30
野辺地町	1072, 1074～1075, 1077～1079	337.23
七戸町	1415, 1419, 1421, 1423～1424, 1509～1514, 1516～1518	722.36
横浜町	2407	205.44
東北町	1068, 1092	96.66
六ヶ所村	2018	103.59
三戸町	583, 589～590, 594～598	516.48
田子町	543, 578～580, 582	256.19
新郷村	601, 604～605, 607～608, 611～613, 616, 619～620	1,043.7

注 森林の区域（林小班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km 面積：ha 材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
開設	自動車道	十和田市	検校沢	1.3	109	42,422	12,335	
			高峠	4.0	320	14,406	9,589	
			戸間替	2.0	141	45,230	35,821	
			剣山	2.3	171	54,493	41,800	
			アモチ	2.1	45	29,129	3,435	
			大母屋	1.5	39	26,971	4,331	
		小計	6路線	13.2				
		野辺地町	日向沢	2.0	96	40,749	9,894	
		小計	1路線	2.0				
		七戸町	倉岡後川	2.3	234	8,320	7,149	
			銀南木	3.0	244	9,032	30,301	
			二百平	3.2	120	47,499	25,335	
			半兵衛沢	1.5	169	33,192	9,359	
			スミヤキ沢	8.7	1,678	21,653	59,390	
			栃貝	1.5	350	35,811	30,043	
			五ノ平	1.2	154	25,248	31,824	
		小計	7路線	21.4				
		六ヶ所村	上ソコベ	1.3	140	42,041	3,941	
		小計	1路線	1.3				
		三戸町	赤岩	1.7	243	19,998	8,426	
		小計	1路線	1.7				
田子町	湯沢	1.7	22	26,240	10,307			
小計	1路線	1.7						
合 計			17路線	41.3				

別表7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
総数		63,086.73	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
十和田市	1～6, 8～29, 31～102, 105, 108～123, 125～136, 139～144, 156 (深)1, (蔭)1	27,465.98		
野辺地町	1072～1077, 1079, 1103, 1322～1323, 1326～1330, 1343	1,213.33		
七戸町	1401～1454, 1506～1527	14,200.58		
横浜町	2088～2089, 2407	227.11		
東北町	1056～1071, 1261, 1281～1282, 1305～1309, 1312～1314, 1322～1325, 1344～1351	2,704.69		
六ヶ所村	1213, 2001～2012, 2016, 2024～2037, 2039, 2041, 2045～2046, 2140, 2202～2204, 2208	2,739.53		
三戸町	583～590, 594～598, (貝)1, (蛇)1, (湯)1～2	1,420.82		
田子町	501～557, 559～561, 564～574, 576～580, 582, (田)11～12, 16～20 (遠)1～3	9,752.11		
南部町	(大)1	72.8		
新郷村	592～593, 599, 601, 603～605, 607～621 (新)1～4 (西)1, (開)1	3,289.78		

注 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (蔭) 十和田市蔭沢 | (深) 十和田市深持財産区 |
| (貝) 三戸町貝守財産区 | (蛇) 三戸町蛇沼財産区 |
| (湯) 三戸町湯ノ沢・千俵山 | (田) 田子町 |
| (遠) 遠瀬・滝沢出口 (本宮宏) | (大) 南部町大向生産森林組合 |

(新) 新郷村

(西) 新郷村西越財産区

(開) 新郷開拓農業協同組合

別表 8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8～1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	62,398	
水源かん養のための保安林	57,254	
災害防備のための保安林	5,333	
保健、風致の保存等のための保安林	8,001	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

8～2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区 域			
解 除	防 風	三沢市	155	1	三沢川改修工事 のため	
		計		1		

8～3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

別表9 治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区 域			
十和田市	3, 5~6, 11~12, 20~21, 36, 39~41, 47, 53, 84~86, 89, 98, 114, 118, 122 ~123, 135, 142~143	25	山腹工 溪間工 本数調整伐	
三沢市	155	1	本数調整伐	
野辺地町	1074~1077, 1079, 1322~1323, 1329 ~1330	9	本数調整伐	
七戸町	1401, 1403~1404, 1406~1407, 141 0, 1412~1413, 1416, 1418, 1420, 142 2, 1426~1427, 1430~1431, 1435, 14 38, 1440~1443, 1447, 1449, 1451, 15 06, 1508~1510, 1512~1514, 1516~ 1526	43	本数調整伐	
東北町	1058, 1060, 1067, 1345~1346	5	本数調整伐	
六ヶ所村	2007, 2009~2011, 2027, 2030~203 1, 2037, 2039, 2140	10	本数調整伐	
三戸町	587~589, 595, 598	5	本数調整伐	
田子町	501, 503, 506, 508, 513, 515, 518~52 3, 526, 530, 539~540, 542, 546~54 7, 549~550, 559, 566~570	27	本数調整伐	
新郷村	607~610, 614~618, 621	10	本数調整伐	
合 計		135		

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	十和田市	1~6, 8~29, 31~102, 105, 108 ~123, 125~136, 139~144, 156	27,164.75	別紙1の とおり	土流 694.18 保健 6733.57 砂指 264.83 国特保 4984.38 国特1 3129.09 国特2 3345.11 国特3 5014.78 鳥保特 6226.21 特史跡 4922.90
	野辺地町	1072~1073, 1075~1077, 1079, 1103, 1322~1323, 1326~1330, 1343	1,180.33		
	七戸町	1401~1454, 1506~1527	14,072.17		砂指 186.57
	東北町	1056~1062, 1066~1071, 1281 ~1282, 1305~1309, 1312~131 4, 1322~1325, 1344~1351	2,300.30		土流 110.24 保健 94.44
	六ヶ所村	2004, 2007~2011, 2203~2204	703.86		
	三戸町	583~586, 588~590, 594~598 (貝)1, (蛇)1, (湯)1~2	1,320.26		保健 70.94
	田子町	501~557, 559~561, 564~574, 576~580, 582 (遠)1~3, (田)11~12, 16~20	8,939.54		保健 154.97 砂指 297.48
	南部町	(大)1	72.8		県特1 2.57 県特3 70.23
	新郷村	592~593, 599, 601, 603~605, 6 07~621 (新)1~4, (開)1, (西)1	2,688.41		保健 310.68 砂指 75.83 県環特 194.79
	小計		58442.42		
土流	十和田市	1~3 (蔭)1	782.43	水かん 694.18	
	横浜町	2088~2089	125.83		
	東北町	1062, 1063~1065	471.00	水かん 110.24	
	六ヶ所村	2001~2006, 2039, 2041, 2046	559.75		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	田 子 町	505～506, 508, 510～511, 520～521, 532～536	681.70	別紙1の とおり	砂 指 54.82
	新 郷 村	607～608, 612～613, 616, 619～620	571.42		
	小 計		3,192.13		
土 崩	六ヶ所村	2045	33.64		
	田 子 町	510, 515～516, 518～520, 525～526, 531, 537, 553	60.77		砂 指 2.89
	新 郷 村	592	1.63		
	小 計		96.04		
干 害	六ヶ所村	2001～2003, 2005～2006, 2024～2037,	1,410.09		
	三 戸 町	587	81.38		
	小 計		1,491.47		
風 致	十和田市	66	102.66		保 健 102.66 国特保 102.66
	小 計		102.66		
保 健	十和田市	32～33, 46, 51～59, 62～71, 73～75, 77～78, 81, 86, 102, 105, 108, 110～111, 114～117, 120, 127～128, 130, 156	6,853.59		水かん 6,733.57 風 致 102.66 砂 指 8.98 国特保 4,848.69 国特1 1,917.27 国特2 85.12 国特3 2.51 鳥保特 5,487.56 特史跡 3,697.00
	野辺地町	1072, 1074～1075	303.41		砂 指 8.28
	東 北 町	1068	94.44		水かん 94.44
	六ヶ所村	2140	41.72		防 風 41.72
	三 戸 町	583, 598	70.94		水かん 70.94
	田 子 町	543	154.97		水かん 154.97
	新 郷 村	601, 604～605	310.68		水かん 310.68
	小 計		7,829.75		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林))	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
防 風	三 沢 市	155	85.15	別紙1の とおり		
	六ヶ所村	1134~1135, 2140~2141, 2201	542.42		保 健	41.72
	小計		627.57			
	計		71782.04			
砂 指	十和田市	9, 17~19, 31~35, 37~38, 41~42, 44, 46~48, 60, 62, 66, 71~77, 79, 92~93, 96, 98~101, 109, 112~116, 119, 122, 125, 129, 135, 142~143	327.92	別紙3の とおり	水かん	264.83
					保 健	8.98
					鳥保特	39.95
					国特保	18.78
					国特1	45.30
					国特2	34.44
					国特3	123.73
					特史跡	33.68
	野辺地町	1072~1075	14.33		保 健	8.28
	七戸町	1404~1417, 1419~1421, 1435, 1438, 1442, 1447, 1506~1512, 1515, 1518~1523, 1525~1526	189.39		水かん	186.57
	東北町	1070~1071	1.94			
	六ヶ所村	2012, 2202	2.55			
	田子町	501, 503~511, 514~521, 528~536, 539, 543, 546~552, 554~555, 567, 569	355.72		水かん	297.48
					土 流	54.82
					土 崩	2.89
	新郷村	607~608, 611~613, 618~621	75.83			
	計		967.68			
国特保	十和田市	32~33, 46, 51~57, 64, 66, 68~72, 76, 79, 82, 85, 89~92, 95~96, 105, 108, 110~111, 116~117, 120, 127~128, 130, 156	5,122.01	別紙2の とおり	水かん	4,984.38
					風 致	102.66
					保 健	4,848.69
					砂 指	18.78
					鳥保特	3,661.78
					特史跡	2,307.06
	小計		5,122.01			
国特1	十和田市	57~59, 62, 64~67, 69, 73~75, 78, 102, 113~117, 119~120, 126	3,210.46		水かん	3,129.09
					保 健	1,917.27
					砂 指	45.30
					鳥保特	2,736.09
					特史跡	1,596.27
	小計		3,210.46			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国特2	十和田市	50, 55~56, 60~63, 65~67, 69 ~70, 77, 81, 86~88, 90~91, 94 ~95, 108~113, 118~119, 127 ~128, 130	3,388.87	別紙2の とおり	水かん 3,345.11 保 健 85.12 砂 指 34.44 鳥保特 1.41 特史跡 872.40
	小計		3,388.87		
国特3	十和田市	32, 52~53, 60, 62, 65~66, 72~ 89, 92~94, 96~102, 105, 109, 1 12~113 (奥)2	5,160.35		水かん 5,014.78 保 健 2.51 砂 指 123.73 鳥保特 3.58 特史跡 255.93
	小計		5,160.35		
計			16,881.69		
県特1	南 部 町	(大)1	2.57		水かん 2.57
	小計		2.57		
県特3	南 部 町	(大)1	70.23		水かん 70.23
	小計		70.23		
計			72.80		
県環特	新 郷 村	607, 612~613, 616, 619~620	194.79	別紙3の とおり	土 流 194.79
	小計		194.79		
計			194.79		
鳥保特	十和田市	54, 57~59, 64~68, 111, 114~1 17, 120, 156	6,402.86		水かん 6,226.21 保 健 5,487.56 砂 指 39.95 国特保 3,661.78 国特1 2,736.09 国特2 1.41 国特3 3.58 特史跡 2,704.37
	計		6,402.86		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
特史跡	十和田市	32～33, 46, 51～72, 76, 79, 82, 85, 89, 92, 96, 156	5,031.66	別紙3のとおり	水かん 4,922.90
					保 健 3,697.00
					砂 指 33.68
					国特保 2,307.06
					国特1 1,596.27
					国特2 872.40
					国特3 255.93
					鳥保特 2,704.37
	計		5,031.66		
特母樹	東 北 町		2.22		
	計		2.22		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林	国特保＝国立公園特別保護地区
土 流＝土砂流出防備保安林	国特1＝国立公園第1種特別地域
土 崩＝土砂崩壊防備保安林	国特2＝国立公園第2種特別地域
干 害＝干害防備保安林	国特3＝国立公園第3種特別地域
風 致＝風致保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
保 健＝保健保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
防 風＝防風保安林	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
砂 指＝砂防指定地	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
	特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
	特母樹＝特別母樹林

2 ()書きは官行造林地で契約者等名称は以下のとおり。

(湯)三戸町湯ノ沢・千俵山	(貝)三戸町貝守財産区
(蛇)三戸町蛇沼財産区	(遠)遠瀬・滝沢出口(本宮宏)
(田)田子町	(大)南部町大向生産森林組合
(新)新郷村	(開)新郷村新郷
(西)新郷村西越財産区	(蔭)十和田市蔭沢
(奥)十和田湖町奥瀬財産区 [現：十和田市]	

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
県自然環境保全地域 特別地区	「青森県自然環境保全条例」(昭和48年7月10日青森県条例第31号)で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日38林野計第1043号)による。
特別史跡名勝天然記 念物	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)で定めるところによる。
特別母樹・特別母樹 林	「林業種苗法」(昭和45年法律第89号)に基づいて施業を行う。